

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	農産物加工講習センターの使用料の納付									
根拠法令 及び条項	蓮田市農産物加工講習センター設置及び管理条例 第9条									
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）									
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）									
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （使用料） 第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を減免することができる。 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由で使用できなくなったときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。									
	（別表） <table border="1"> <tr> <td>使用時間</td> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> </tr> </table>			使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	使用料	500円	500円
使用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで							
使用料	500円	500円	600円							
処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日							
所管部署	環境経済部 農政課									
備考										

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。